

議案参考資料

[令和4年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係(担当)]

人材育成課 人事給与担当

議案名

議案第65号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

趣旨・目的

地方公務員法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、職員の定年引上げを行うことに伴い、関係する条例について所要の改正を行おうとするものです。

概要

職員の定年引上げに伴い、以下の条例について、条文の整備その他の所要の改正を行うものです。

- (1) 桐生市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (2) 職員の分限に関する条例
- (3) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (4) 桐生市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- (5) 桐生市職員の育児休業等に関する条例
- (6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (7) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされています。国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、地方公務員の定年も60歳から65歳まで段階的に引き上げることとなりました。